

第 3 7 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 6 年 6 月 2 7 日 (金) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 3 7 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 6 年 6 月 2 7 日 (金) 1 4 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 6 年 6 月 2 7 日 (金) 1 4 時 2 0 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 3 0 名
5. 欠席委員者の数 1 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願いについて
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 合意解約通知書について
 - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について

1 4 時 0 0 分開始

議長

只今より、第 3 7 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第 1 5 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、・ ・ 番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員、・ ・ 番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑2筆349平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は4,065平方メートルで、農地法第3条第2項第5号の下限面積50アールに達していませんが、島原市農業委員会が定める別段の面積30アールに達しておりますので取得は可能となっております。農機具は、耕耘機1台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・町の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さん、畑1筆1,261平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,451平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、

1番の譲受人は、農家で30年の農作業暦があります。

夫、子の3人で農業を営んでおり、水稻、人参を作付し、通作距離は徒歩1分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、

2番について、譲受人は、農家で10年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、人参、馬鈴薯を作付し、通作距離は徒歩5分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありません

か。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番及び2番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の申請人は・・・の・・・さん、申請地515平方メートルに、太陽光発電施設（353.68平方メートル、49.50kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は申請人の農地、東側は道路、西側は水路を挟み雑種地となっております。

雨水は水路放流及び自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の許可申請について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

申請地1筆560平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（256.58平方メートル、48.00kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は里道を挟み宅地、南側は申請人所有の宅地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願の1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地988平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭和年月日不詳頃より、山林化しています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 非農地証明願の1番について報告します。

1番の申請地は・・・町の一角にあり、南側は宅地、その他3方の北側、東側、西側は山林に囲まれています。

現状を見ますと、雑木が生い茂っており、20年以上前から山林化しているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願の2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・・・・さんです。

申出地 72 平方メートルは、都市計画区域内の第二種住居地域で、平成元年月日不詳頃より、駐車場として使用しているとのこと。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第 4 号議案 非農地証明願いの 2 番について、報告します。

2 番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は里道を挟んで宅地となっております。

現状を見ますと、20 年以上前から駐車場として利用されているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 4 号議案の 2 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、2 番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 4 号議案の 2 番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第 4 号議案 非農地証明願の 3 番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・・・・さんです。

申出地 419 平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、昭和 55 年 9 月 8 日頃より、駐車場として使用しているとのこと。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第４号議案 非農地証明願いの３番について、報告します。

３番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側、南側及び西側は道路となっております。

現状を見ますと、２０年以上前から駐車場として利用しているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、３番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の３番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第４号議案 非農地証明願いの４番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地１６５平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成３年９月頃より、山林化しています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第４号議案 非農地証明願いの４番について、報告します。

４番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は雑種地、東側は道路、南側は山林となっております。

現状を見ますと、竹や雑木が生い茂っており、２０年以上前から山林化しているので、非農地証明を交

付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の４番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、４番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の４番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第４号議案 非農地証明願の５番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地１，２６３平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成元年不詳頃より、豚舎として使用しているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第４号議案 非農地証明願いの５番について、報告します。

５番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び西側は豚舎、南側は農地となっております。

現状を見ますと、２０年以上前から豚舎が建っており、宅地として利用しているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の５番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、
番・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、5ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	10件	42筆	23,791.36㎡
----------	-----	-----	------------

耕作権の再設定	31件	56筆	60,847.28㎡
---------	-----	-----	------------

合 計	41件	98筆	84,638.64㎡
-----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、12ページに記載のとおりで、2件2筆
3,767㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

・番 委員 の入場を求めます。

(. 委員 入場)

. 委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画(案)は承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集13ページをご覧ください。

合意解約通知書については、2件 3筆 3,870㎡の届けがありました。

報告第2号、使用貸借解約通知書については、2件 19筆 8,834.59㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問がないようですので、これで、第37回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時20分終了